三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺ヶ洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県郡上市八幡町入間
字小縄　一〇三三番一　一号
一〇二八番　二号
字田尻口　一〇九八番　三号
一〇九九番　四号
一一四一番　五号
一一四三番　六号
一一四七番一　七号
一一五八番　八号
一〇八一番一　九号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
乙坂一の谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県大垣市上石津町乙坂
字村ノ尾　三二八番二　一号
三二七番一　二号
三二八番一　三号及び四号
三三二番　五号
三三四番一　六号及び七号
三三五番一　八号
字谷東　一〇八番四　九号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
瀬戸ヶ洞
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
岐阜県高山市江名子町
二五八一番一　一号
二六七三番一九　二号
二六七三番二五　三号
二六七三番二七　四号
二六七三番二八　五号

○国土交通省告示第六百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢の平川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県長崎市
矢の平一丁目　一五三番六　一号
一五五番　二号
一五三番一　三号及び十八号
一五六番　四号
一六〇番　五号
一六四番　六号及び七号
矢の平三丁目　一八〇番　八号から十三号まで
二〇七番　十四号
二〇五番　十五号及び十六号
一八九番一　十七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
真浦川（イ）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県南松浦郡新上五島町東神ノ浦郷
字真浦　三八番　一号
三七番二　二号
四八番四二　三号から八号まで
三九番　九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
観音川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷
字亀ノ首　六四二番四　一号
六四七番一〇　二号
六四七番一　三号から十号まで
六四七番三一　十一号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
旅手越川（ロ）
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
長崎県南松浦郡新上五島町若松郷
字竈ノ浦　四四五番　一号
四五七番二六　二号
四五七番一　三号から六号まで
四五七番三　七号
四四四番　八号

○海難審判所告示第一号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十七年五月十一日

神戸地方海難審判所理事官　大北　直明

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

石川県

道花　大範　平成四年一月二十六日生

免許証の種類及び番号

小型船舶操縦免許証

第〇三〇〇〇八〇〇九七一号

免許証の交付年月日

平成二十五年七月二十五日

○海難審判所告示第二号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十七年五月十一日

海難審判所理事官　今泉　豊光

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日

福岡県

大塚　模明　昭和九年八月十日生

免許証の種類及び番号

小型船舶操縦免許証

第〇四〇八〇〇五一二五一号

免許証の交付年月日

平成二十一年四月十三日

○防衛省告示第九十三号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月十一日

日時　平成二十七年五月二十三日（予備、同月二十四日及び同月二十五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四八秒

(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒

(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒

(エ)　北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四八秒

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十四号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月十一日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年五月二十三日（予備、同月二十四日及び同月二十五日）の〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　八丈島南東方の北緯三一度一四分一四秒、東経一四四度二六分四八秒の地点を中心とする半径二十五海里の区域

実施艦等　自衛艦九隻

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

三　前記区域の地点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第九十五号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年五月十一日

防衛大臣　中谷　元

日時　平成二十七年五月二十五日及び同月二十六日（予備、同月二十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒